

加西市ふるさと創造会議地域づくり交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学校区を単位とした住民が主体となって自らが実践し活動するふるさと創造会議（以下「創造会議」という。）に対し、加西市ふるさと創造会議地域づくり交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、住民主体による地域づくりを支援するとともに、加西市の地域の特色や地域資源を生かし、地域における課題の解決や地域のビジョンの実現を目的とする。

(地域づくり交付金)

第2条 市長は、創造会議に対し、次条に規定する事業に財政支援として予算の範囲内で交付金を交付することができる。

(対象事業)

第3条 交付金の対象事業（以下「交付対象事業」という。）は、地域住民が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自立的に地域づくりを行うために実施する事業とする。

(対象外事業)

第4条 前条の規定に関わらず、市長は、次に掲げる事業については交付金を交付しない。

- (1) 事業の効果が特定の個人に帰属する事業
- (2) 特定の宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) その他市長が不相当と認める事業

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、別表に定める均等割額、人口割額、面積割額、加算額、地域福祉活動の推進に関する事業額及び地域づくり支援員の設置に関する事業額を合算して得た額を上限として、第7条の申請において見積もられた交付対象事業に係る事業費を積算して得た額の範囲内とする。

2 交付金の額を算定する場合には、次に掲げる創造会議の運営等に係る経費を含めないものとする。

- (1) 役員等の報酬
- (2) 慶弔費等の交際費
- (3) その他市長が不相当と認める経費

(会計年度)

第6条 創造会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(交付金の交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする創造会議は、所定の様式に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。この場合において、市長は、交付金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、当該交付決定に条件を付することができる。

2 市長は、交付決定したときは、創造会議にその旨を通知するものとする。

3 市長は、交付金を交付しないことの決定をしたときは、創造会議にその理由を付して通知するものとする。

(交付金の請求)

第9条 創造会議は、交付決定の通知を受けたときは、所定の様式により市長に交付金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(実績報告等)

第10条 創造会議は、その会計年度が終了したときは、当該年度における交付対象事業の実績等について、所定の様式に市長が認める書類を添付して、市長に対しその定める期日までに報告をしなければならない。

2 市長は、前項の報告の内容を審査し、創造会議に精算すべき交付金が生じていると認めるときは、期限を定めてその返納を命ずるものとする。

(繰越)

第11条 創造会議は、当該年度の交付対象事業と翌年度計画する交付対象事業との間で事業費を調整することができる。この場合において、当該年度に交付された交付金の額の内、加算額を除く額の25パーセントに相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度として、翌年度の交付対象事業の事業費に充てることができる。

2 創造会議は、繰越を行うときは、あらかじめ所定の様式により、市長に申し出て、市長と協議を行わなければならない。

(積立て)

第12条 創造会議は、翌年度以降に計画する交付対象事業の財源を計画的に確保するため、交付金の一部を積み立てることができる。

2 創造会議は、積立てを行うときは、あらかじめ所定の様式により、市長に申し出て、市長と協議を行わなければならない。

3 積み立てることができる金額は、当該年度に交付された交付金の額の内、加算額を除く額の25パーセントに相当する額（その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

4 積立金から生ずる収益については、当該積立金に繰り入れるものとする。

5 積み立てることができる期間は、積立開始の年度を含めた3年間を限度とし、4年目に当たる年度内には積立金の全額を取り崩して、積立の目的の事業に充てなければならない。

6 ふるさと創造会議運営交付金要綱に基づいて積立てを行っていた場合で、この要綱による交付金を受ける場合は、その積立をその年度内に取り崩さなければならない。

7 積立ての対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 交付対象事業

(2) その事業費が高額であり、単年度で実施することができない事業

(3) 市長が適当と認める事業

(報告調査等)

第13条 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、創造会議に対し報告を求め、又は職員にその事務所に立ち入らせ、書類、帳簿その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「報告調査等」という。）ができる。

2 市長は、報告調査等を専門的かつ公平に行うため、第三者機関に意見を求めることができる。

(指導及び助言)

第14条 市長は、報告調査等の結果により必要があると認めるときは、創造会議に対して指導及び助言を行うことができる。

(交付金の返還)

第15条 市長は、創造会議が解散するとき、又はその認定を取り消されたとき、若しくは前条の指導及び助言にもかかわらず交付金の使途等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、期限を定めて交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条各号に掲げる交付対象外の事業又は第5条第2項各号に掲げる創造会議の運営等に係る経費に使用したとき。
- (2) 市長が付した交付決定の条件を遵守しないとき。
- (3) 法令、条例等に違反したとき。
- (4) 加算額の事業が実施されていないとき。
- (5) 虚偽の申請その他の不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、交付金の交付のあった年度以降において適用するものとする。

3 市長は、交付金が第1項に規定する期限内に返還されないときは、翌年度以後に交付する交付金と相殺することができる。

(財産処分の制限)

第16条 交付金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものについて、補助金の交付の目的に反して譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、交付の目的及び当該財産の耐用年数を経過したときはその限りではない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
- (3) その他市長が交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(関係書類の整備及び保存)

第17条 創造会議は、交付金の使途に係る書類及び帳簿並びに交付対象事業の実施に係る総会の議事録等その意思決定過程における関係書類等を常に整備しておくとともに、これらの書類を交付対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しておくなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、創造会議に対する支援の実施に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	交付金の上限額
均等割額	1 創造会議につき、400,000円
人口割額	1 創造会議につき、次の各号に掲げるその範囲を構成する地域の人口の総数(前年9月末日現在)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人口</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000人未満</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000人以上6,000人未満</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>6,000人以上9,000人未満</td> <td>800,000円</td> </tr> <tr> <td>9,000人以上12,000人未満</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>12,000人以上</td> <td>1,200,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人口	金額	3,000人未満	400,000円	3,000人以上6,000人未満	600,000円	6,000人以上9,000人未満	800,000円	9,000人以上12,000人未満	1,000,000円	12,000人以上	1,200,000円
人口	金額												
3,000人未満	400,000円												
3,000人以上6,000人未満	600,000円												
6,000人以上9,000人未満	800,000円												
9,000人以上12,000人未満	1,000,000円												
12,000人以上	1,200,000円												
面積割額	<p>1 創造会議につき、その各号に掲げるその範囲の面積の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 10 k m²未満 200,000円</p> <p>(2) 10 k m²以上15 k m²未満 250,000円</p> <p>(3) 15 k m²以上 300,000円</p>												
加算額	<p>事業の目的が次の各号に掲げる事業に合致すると認められる場合は、1 創造会議につき、当該確報に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、400,000円を上限とする。事業ごとの要件については別に定める。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) 多世代交流事業</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 組織基盤強化事業</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 情報発信事業</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 人口増チャレンジ事業</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 暮らしの見守り活動事業</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 多世代交流事業	100,000円	(2) 組織基盤強化事業	100,000円	(3) 情報発信事業	100,000円	(4) 人口増チャレンジ事業	100,000円	(5) 暮らしの見守り活動事業	100,000円		
(1) 多世代交流事業	100,000円												
(2) 組織基盤強化事業	100,000円												
(3) 情報発信事業	100,000円												
(4) 人口増チャレンジ事業	100,000円												
(5) 暮らしの見守り活動事業	100,000円												
地域福祉活動の推進に関する事業額	小学校区ごとに100,000円												
地域づくり支援員の設置に関する事業額	1創造会議につき、500,000円												